

失業者等緊急雇用 筑後市会計年度任用職員募集要項

1. 採用時期と募集内容

採用時期	令和4年5月23日以降順次採用
募集内容	職 種 補助的パートタイム会計年度任用職員 採用人数 10人程度 業務内容 新型コロナウイルス感染症対策・市民支援等 関連業務を含む事務補助等
応募資格	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により解雇等、職を失った者 ※事業を継続できなくなったフリーランス等を含む

2. 勤務条件等

身 分	一般職の地方公務員
任用期間	令和4年5月23日から令和5年3月31日の間で 任用された日から概ね3ヶ月以内
報 酬 他	時 給 930円 その他 通勤に要する交通費相当額（支給要件あり） 期末手当（支給要件あり） 時間外勤務が発生した場合は超過時間に応じ割増報酬
勤務時間等	勤務日 週5日以内 週休日 土・日曜日、その他相談により決定 その他休日 祝日、年末年始 勤務時間 8:30~17:15の間で7時間45分以内 (業務状況により時間外勤務あり) 週あたり35時間以内
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険（加入要件あり） 公務災害補償あり（条例に基づき市が補償）
休暇制度	年次有給休暇、特別休暇（忌引等）があります。

3. 応募方法等

受付開始	令和4年5月23日（月）から
提出先	筑後市役所 総務部 市長公室
提出書類	(1) 「【緊急雇用】筑後市会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し提出してください。 (2) 申込書には必ず写真を貼付してください。 (3ヶ月以内撮影、上半身、脱帽、正面向き、裏面には氏名記入)
提出方法	持参、郵送又は電子メールで申し込んでください。 (1) 持参の場合 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。) (2) 郵送の場合 〒833-8601 総務部市長公室 宛 ・所在地の記載不要 ・封筒表に、朱書きで「 会計年度任用職員申込書在中 」と記入してください。 (3) 電子メールの場合 下記要領で申し込んでください。 ① 市ホームページ「(失業者等緊急雇用) 会計年度任用職員募集」から専用申込書をダウンロード ② 必要事項を入力後、専用申込書と写真画像データを添付し下記アドレスへ送信 syokuin-saiyou@city.chikugo.lg.jp ※メールの標題に「(緊急雇用) 会計年度任用職員申込」を入れてください。 ※このメールアドレスからの受信ができるようメール設定をしてください。
その他	(1) 面接時に、車いすの使用等受験上の配慮を必要とする場合は、事前にご相談ください。 (2) 日本国籍を有しない人は、申込みの際に在留カード等の写しを添付してください。

4. 選考方法

選考方法	書類選考及び個人面接
選考の日程	書類選考後、面接を随時実施 面接日程等は個別に連絡します。
面接会場	筑後市役所 所在地：筑後市大字山ノ井 898 番地
個人面接	一般的知識、実務能力、人柄等についての面接

5. 選考結果

令和4年5月23日以降から随時選考し、決定しだい個別連絡します。

6. その他

<p>応募に関する 注意事項</p> <p>※採用後に応募資格を満たしていないことが判明した場合には、採用取り消しになることがあります。「1.採用時期と募集内容」の応募資格も含まれます。</p>	<p>(1)地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none">①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人など <p>(2)暴力団員又は暴力団に所属しているとみなされる人は、応募できません。</p> <p>(3)国籍は、問いません。なお、日本国籍を有しない人の応募資格等については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">①受験資格 次のいずれかに該当する人 ア. 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者 イ. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者②試験の方法及び内容 試験においては、すべて日本語による出題、質問で、それに対する回答、応答もすべて日本語で行うこと③任用後の担当業務等 公権力の行使に該当する職務（例：市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定及び立入調査、建築物・建築工事等の立入調査等）又は公の意思の形成への参画に携わる職（例：専決権をもった課長級以上の職など、市政方針や最終的な政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職）以外の職に任用されること
<p>条件付採用</p>	<p>地方公務員法に基づき採用後1ヶ月間（1ヶ月に勤務した日が15日に満たない場合は15日に達するまで）は条件付き採用とし、条件付期間中に良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。</p>

7. 問い合わせ先

市長公室 Tel.0942 (65) 7009